

# がれき破碎処理施設のアスベスト大気濃度測定結果と 再生砕石の利用推進に係る共同宣言について

都内のすべてのがれき破碎業者に対し、施設の敷地境界での大気測定の実施とアスベストを含むスレート等の搬入防止の徹底について指導した結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

現在、再生砕石に関しては、再生砕石の一部にアスベストが混入していたことを受け、再生砕石の利用を控える動きが見受けられ、このままでは、リサイクルが滞り、循環型社会への影響も懸念されます。

このため、関係団体と「再生砕石の利用推進に係る共同宣言」を行いましたので、併せてお知らせいたします。（別紙「再生砕石の利用推進に係る共同宣言」のとおり）

## 1 アスベスト大気濃度測定について

都に提出のあった測定結果は、すべて基準値（※）を大幅に下回っており、健康被害のリスクは極めて低いものと考えます。（詳細は別添のとおり）

・対象	86社	97施設
・都に提出のあったもの	85社	96施設

※大気汚染防止法 10本/L（アスベスト製品製造工場における敷地境界基準）

### ◎おことわり

3月28日に発表の別添「がれき破碎処理施設のアスベスト大気濃度測定結果」については、分析結果の表記方法に誤りがあったので修正しました。（平成23年10月）

## 2 アスベストを含むスレート等の搬入防止の徹底について

すべてのがれき破碎業者は、搬入防止の徹底（運搬業者等へのスレート等の搬入禁止の周知、搬入物検査の徹底、スレート等が搬入された場合の都への通報ルールの確立など）を実施しています。

## 3 「再生砕石の利用推進に係る共同宣言」について

がれき類のリサイクルを進めるため、「東京都産業廃棄物対策推進協議会建設廃棄物適正処理部会」（都、再生砕石を利用する建設業4団体、廃棄物処理業界、解体処理業界で構成）と、再生砕石を利用する社団法人日本道路建設業協会が一丸となって、再生砕石の利用の推進を宣言しました。

本宣言は、国・区市町村の発注部局、さらには再生砕石の利用の多い民間開発会社の団体や高速道路会社などの関係者に対し、周知いたします。

問  
い  
合  
わ  
せ  
先

環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課

電話 03(5388)3446